

花とみどりの三重づくり条例案（仮称） 中間案 概要

目的

多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すること

定義

花とみどり：観賞の用に供される植物及び街路樹等

街路樹等：街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物

基本理念

- 多様な主体の連携協力
- 県民及び事業者の意識の高揚等
- 花とみどりの効用等の有効活用

県の責務等

- 県の責務
- 県民及び事業者の役割
- 県と市町との協働

基本的施策

- 県有施設等における花とみどりの活用
- 街路樹等の機能の発揮
- 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進
- 花とみどりの文化の振興
- 花とみどりの教育等の推進
- 花とみどりの名所づくりの推進
- 人材育成等
- 情報収集等
- 県民等の理解の増進等
- 顕彰

基本計画

花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての**基本計画**を策定

【計画事項】

- 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
- 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標
- **基本的施策**その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの
- その他花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

意見

議決

調査
意見
審議

市町長

県民

議会

花とみどりの三重づくり推進会議

花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、**花とみどりの三重づくり推進会議**を設置

【調査審議事項】

- **基本計画**に関する事項
- 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
- そのほか、知事が必要と認める事項

【委員候補】

- 関係行政機関の職員
- 学識経験のある者
- 花とみどりの活用の推進に関する事業者 ほか

施策の推進

- 体制の整備等
 - ・ 必要な体制の整備
 - ・ 専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上
- 三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日
- 財政上の措置

その他

施行期日

令和5年4月1日

検討規定

条例施行後おおむね4年ごとに検討

「花とみどりの三重づくり推進会議」の規定は、令和5年10月1日